

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の概要について

設置目的

急激な少子化の進展に伴い、組織的・体系的に活動をする機会が減少する中、子供たちが将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するためには、学校だけでなく、広く地域全体として、希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要である。

今後は、人々のウェルビーイングやまちづくりに資するよう、子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動も取り込み、地域と学校の一体化による子供の活動の最適化を図り、多様な機会を提供する必要がある。

このことは、地域においてスポーツ・文化芸術活動を楽しむ人口の確保や参加率の向上だけでなく、住民の健康増進、地域社会の維持・活性化にもつながる。

その際、地理的・人的要因により体験格差を生まないことが極めて重要であり、対面とデジタルを最適に組み合わせるなど、新たな手段を最大限活用しながら取組を進める必要がある。

このように、既存の枠組みに捉われず、地域に開放し、各地域の実情に応じて持続可能で豊かなスポーツ・文化芸術活動を創造する観点から、部活動に関する価値観を転換することも必要である。

併せて、質の高い公教育の再生やチームとしての学校運営の観点からも、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保のため、学校内外の教育活動との関わりを含め、学校と地域が連携・協働していくことが求められる。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながる。

スポーツ・文化芸術活動を融合し、これらに対する子供たちの欲求を豊かに高め、応えていくことで、ライフパフォーマンスを向上し、自分自身あるいは仲間とともに困難を乗り越える力を育むことや、美しい振舞いを学んでいくことなども重要である。

これらを踏まえ、新たな地域スポーツ・文化芸術の創造と部活動改革を実行するため、現行のガイドラインと同様に、公立の中学校の生徒の活動を主な対象とし、今後の方向性や総合的な方策を検討するために、本会議を設置する。

検討体制（案）

実行会議

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議

【主な議事】

- 地域クラブ活動への移行に係る課題の整理・解決策について
- 令和8年度以降の地域クラブ活動への支援方策等について
- ガイドラインの見直しの論点整理について

【委員構成】各団体の役員等

（経済界、地方団体、推進自治体、学校関係者、PTA、スポーツ・文化団体、弁護士、マスコミ等）

【開催頻度】 3回程度／年

※スポーツ庁、文化庁が合同で開催。

WG

地域スポーツクラブ活動WG

【主な議事】

- 実証事業の取組状況等を踏まえた課題の整理や解決策の検討
- 地域クラブ活動のモデル・プロセス等の分析、受益者負担と公的支援のバランスを踏まえた今後の支援の在り方(困窮世帯への支援含む)
- 対面とデジタルの最適な組み合わせ
- ガイドラインの見直しに向けた論点整理

【委員構成】各団体の実務者等

（推進自治体、学校関係者、事業者、スポーツ団体、競技団体等）

【開催頻度】 4回程度／年

※スポーツ庁

地域文化芸術活動WG

【主な議事】

- 実証事業の取組状況等を踏まえた課題の整理や解決策の検討
- 地域クラブ活動のモデル・プロセス等の分析、受益者負担と公的支援のバランスを踏まえた今後の支援の在り方(困窮世帯への支援含む)
- 対面とデジタルの最適な組み合わせ
- ガイドラインの見直しに向けた論点整理

【委員構成】各団体の実務者等

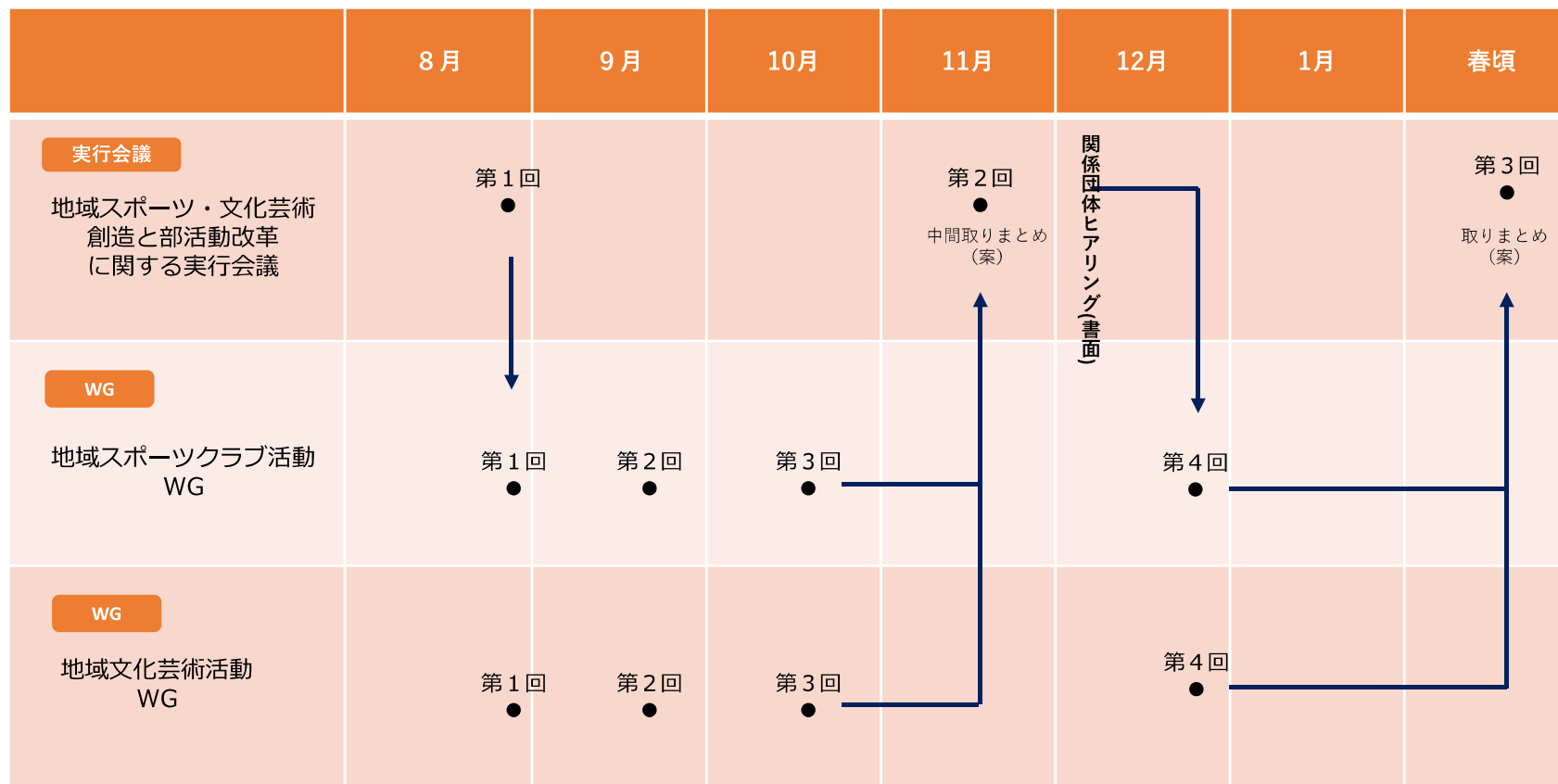
（推進自治体、学校関係者、文化団体、実践団体）

【開催頻度】 4回程度／年

※文化庁 2

※上記の他、地域スポーツクラブ活動体制整備事業において、実証事業等の調査・分析を実施

実行会議等のスケジュール（案）



※実行会議、WGについては必要に応じて追加開催。

主な論点(たたき台)について

1. これまでの取組と今後の対応について

(1)部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関する成果や課題について

- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、これまでの取組の成果や課題はどのようなものか。

(2)地域スポーツ・文化芸術創造の理念について

- 人々のウェルビーイングやまちづくりに資する観点から、地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動も取り込み、地域と学校の一体化により子供の活動の最適化を図る必要性や、質の高い公教育の再生等の観点からも学校と地域が連携・協働していく必要性について、関係者が共通認識を持つため、具体的にどのような対応の在り方が考えられるか。
- 地域での多様なスポーツ活動や文化芸術活動(両者を融合した活動を含む)の機会の提供、ジュニアからシニアまでの多世代での取組(高校との連携を含む)、不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割など、地域スポーツ・文化芸術環境の整備のため、具体的にどのような取組が考えられるか。

(3)地域クラブ活動の在り方について

- 地域クラブ活動について、現行ガイドラインで示している教育的意義・新たな価値や、子供の豊かな活動を保障するために期待される役割・機能等は、具体的にどのようなものか。また、関係者間で認識が共有されるよう分かりやすく整理し、普及啓発を行うため、具体的にどのような対応が考えられるか。
- 運営形態や地方公共団体の規模等の多様な類型に応じた地域クラブ活動のモデルや運営の在り方について、具体的にどのような工夫が考えられるか。
- 地理的・人的要因に関わらず、持続可能な形で多様な活動機会を確保するとともに、生徒の自主的・自発的な学びを促すために、どのようなICTの活用方策が考えられるか。自主学習用のデジタル動画等の活用、オンラインでの遠隔指導、対面での指導などの最適な組み合わせについて、どのように考えるか。

(4)地域スポーツ・文化芸術推進体制の構築について

- 地方公共団体のリーダーシップやスポーツ・文化団体等との連携・協力の下、関係者との連携を図るとともに、連絡調整を担うコーディネーターなど、地域スポーツ・文化芸術推進体制として、どのような体制を構築することが求められるか。
- 単独では十分な改革が困難な市区町村もある中で、広域の地方公共団体である

都道府県の果たすべき役割や市区町村との役割分担について、どのように考えるか。また、複数の市区町村が共同で地域クラブ活動の運営団体を整備するなど、広域連携の取組を推進することについて、どのように考えるか。

- 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備とともに、まちづくりや地域公共交通等の観点からも取組を進めるに当たり、首長部局の果たすべき役割や、教育委員会部局との役割分担について、どのように考えるか。

(5)地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制について

- 地域クラブ活動に携わる運営団体・実施主体が、安定的・継続的に運営できるようにするため、人材の確保や組織体制・財務基盤の整備を含め、どのような取組が考えられるか。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の事務の効果的・効率的な遂行のため、どのような ICT の活用方策が考えられるか。

(6)時代に即した指導者の質の保障・量の確保について

- 社会人やアスリート・アーティストなど、多様な人材の発掘・マッチング・配置のため、どのような取組が考えられるか。また、体育・スポーツ系や芸術系の大学・学部 of 学生や卒業生等を有効活用するため、どのような取組が考えられるか。
- 暴力・暴言等のハラスメントの根絶や、スポーツ・文化芸術に親しむための指導方法の工夫や研修の充実のため、どのような取組が考えられるか。
- 公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格や公益財団法人日本パラスポーツ協会の公認パラスポーツ指導者資格の取得を促進するとともに、大学や民間団体でも独自の資格を認定している中、国家資格等の公的な仕組みを含めた指導者資格の在り方など質の保障について、どのように考えるか。
- 平日・休日の一貫指導の観点から、平日と休日の指導者間、学校と運営団体・実施主体間において、情報共有や連携について、どのような仕組みが考えられるか。

(7)安全確保の体制づくりについて

- 地域クラブの現場における外傷・障害・事故防止のため、安全確保の体制づくりとして、地域の専門家のネットワーク化を促進するとともに、トレーナーの効果的な活用や、国家資格等の公的な仕組みを含めた資格の在り方など生徒の安全確保の体制づくりについて、どのように考えるか。

(8)地域クラブ活動の活動場所の確保について

- 地域クラブ活動の拠点としての学校体育・教育施設の有効活用や、社会体育・教育施設との一体化による施設の複合化を推進するため、どのような取組が考えられるか。
- 学校施設の管理について、学校ではなく、地方公共団体のスポーツ・文化担当部局等で一括管理することや、施設の維持・管理や効果的な活用などに官民連携の考え方を導入し、学校教育で使用しない時間について、事業者・団体などがプログラムを提供するなど、どのような仕組みが考えられるか。
- 公共のスポーツ・文化施設や民間の施設等を有効活用するなど、身近な場所でスポーツ・文化芸術活動に親しむためには、どのような取組が考えられるか。

(9)活動場所への移動手段の確保について

- 地方公共団体で所有しているスクールバスの活用や地域公共交通との連携など、地域の移動手段を最大限活用するために、どのような取組が考えられるか。

(10)大会の在り方の見直しについて

- 地域クラブ活動に所属する生徒が、競技・種目、大会レベル(全国、都道府県、市区町村)、在籍校の住所等に関わらず、更に大会に参加できるようにするためには、どのような対応が求められるか。
- 多様なニーズに対応した活動の機会を確保するなど、生徒にとってふさわしい全国大会等の見直しのために、どのような対応が考えられるか。

(11)部活動の位置付け・在り方について

- 部活動の設置・運営は、法令上の義務ではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われることに加え、本実行会議の設置目的で述べた観点や、休日及び平日の部活動改革の状況等も踏まえ、今後の学習指導要領における部活動の位置付けについて、どのように考えるか。
- 生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の位置付けや活動内容の見直し、部活動数の適正化を含め、部活動自体の在り方について、どのように考えるか。

(12)周知・広報について

- 生徒・保護者や幅広い関係者の理解を得るため、周知・広報について、どのような取組が求められるか。

(13) 特別支援学校等における部活動改革について

- 上記(1)～(12)については、障害の有無に関わらず、全ての児童生徒に共通する論点であるが、障害のある生徒が学校を含めた地域においてスポーツ・文化芸術活動に参加するに当たって、体制整備等で考慮すべき特有の事情はあるか。

2. 今後の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革の進め方について

(1) 休日の部活動改革に関する達成目標について

- 休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に取り組む地方公共団体が着実に増加するとともに、部活動の地域連携から段階的に地域クラブ活動に移行する動きも出てきている中、次期の改革期間においては、より多くの地方公共団体が更なる部活動改革を進めるため、ガイドライン上、国としての達成目標をどのように設定することが適当と考えるか。
- 一方、当該地域における関係者間の合意形成や条件整備等のため、地域連携や地域クラブ活動への移行の実現に更に時間を要する地方公共団体も想定されるため、国として達成目標を設定する場合には、一定の配慮が必要ではないか。

(2) 平日の部活動改革の取り扱いについて

- 平日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に取り組む地方公共団体も増加しているが、休日と比較すると全体として進捗が緩やかであるところ、次期の改革期間では、ガイドライン上の平日の部活動改革の取り扱いについて、どのように考えるか。
- また、平日の部活動改革にも積極的に取り組む地方公共団体を後押しするため、どのような方策が考えられるか。

(3) 次期の改革期間について

- 地方公共団体においては、急激な少子化の進展に伴う子供の人口推計を踏まえ、10年後の2034年以後のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保することも見据える必要がある。その上で、地域の実情等に応じて着実に休日及び平日における部活動改革を実行し、定着させていくため、次期の改革期間は現行の改革推進期間(3年間)を超える一定の期間とすることについて、どのように考えるか。
- その際、早期に部活動改革を進める意欲のある地方公共団体に対してインセンティブが働くよう、どのような仕組みが考えられるか。
- 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革の理念を適切に示すため、分かりやすい表現ぶりを含め、どのような工夫が考えられるか。

(4)今後の支援の在り方について

- 実証事業では、国の委託事業として、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の質の保障・量の確保、参加費用負担への支援等を行ってきたが、改革推進期間後(令和8年度以降)の持続的な活動に向けた仕組みづくりを含めた方策について、どのように考えるべきか。
- 地域クラブ活動へ移行した後の費用負担について、実証事業における取組の状況も踏まえ、受益者負担と公的支援のバランスについて、どのように考えるか。
また、経済的に困窮する家庭の生徒の参加費用負担への支援について、どのような取組が考えられるか。
- 地域クラブ活動の活動内容の充実や支援対象の明確化の観点から、ガイドライン上に一定の基準や要件等を具体的に示すことについて、どのように考えるか。
- 地域クラブ活動への移行が進む中でも、地域の実情等を踏まえ、地域連携を進めている地方公共団体もあるところ、部活動指導員の配置の在り方について、どのように考えるか。
- 部活動の地域連携として合同部活動を実施する際、持続的な運営の観点からの課題について、どのように考えるか。
- 小規模の地方公共団体を含め、将来の地域スポーツ・文化芸術環境の人的基盤となる生徒の活動を支える観点から、地域でのスポーツ・文化芸術活動の実施に関わる各種情報(ノウハウ、動画・教材、研修会、財政支援等)を集約・提供するため、どのような取組が考えられるか。

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 (第1回)における主な意見

1. これまでの取組と今後の対応について

(1) 部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関する成果や課題について(抄)

(2) 地域スポーツ・文化芸術創造の理念について

- 地域スポーツ・文化芸術の環境を整備する上では、持続可能でそれぞれの地域に合った仕組みづくりが重要で、民間企業等の関係団体等が協力しながら運用していくことが必要ではないか。
- スポーツ活動と文化芸術活動の融合について、例えばスポーツ活動に文化芸術活動を取り入れることにより、幅広い層が活動に取り組むことでお互いの相乗効果が期待できるのではないか。
- ウェルビーイング、まちづくりに資するための地域スポーツ・文化芸術創造という基本理念はこれからの地域社会の望ましい方向性であり、1つずつ市民の理解と共感を得ながら改革を進めることが重要ではないか。

(3) 地域クラブ活動の在り方について

- スポーツ、文化という枠組みだけではなく、子供の居場所づくりなど、福祉の関係も含む多様な視点で地域クラブ活動を展開していく必要があるのではないか。
- 地域クラブや民間クラブの活動においても教育的価値を見出すことはできるものであり、そのような活動への支援を進めて行く必要があるのではないか。
- 学校では事前学習などで ICT 教材の活用が進んでいるところ、地域クラブ活動においても ICT 教材を活用し、平日に自身の土日の活動の振り返りをしたりするなど、指導者が不足している場合でもうまく ICT 教材と絡めることで、一定の運動量だったり、練習の効率性を確保できるのではないか。

(4) 地域スポーツ・文化芸術推進体制の構築について

- コーディネーターの配置により、令和4年12月に策定されたガイドラインの遵守や研修会などへの参加も年々スムーズに行えるようになってきた。

- コーディネーターは単なる連絡調整ではなく、行政と方向性についての合意形成、指導者の資質向上を目的とした研修会の開催、域内の取組に関する総括管理などの重要な役割があり、コーディネーターを配置することで更に地域移行が推進できるのではないかな。
- 令和4年度から開始した総合型地域スポーツクラブの登録制度に加え、登録されたクラブのより一層の成長を促す仕組みとして、令和7年度からの運用開始に向けて、運動部活動学校連携タイプの認証制度を構築しており、更なる質的向上に貢献できるのではないかな。また、これらの制度が地域クラブ活動の運営団体、実施主体における要件の参考になるのではないかな。
- 単に子供のスポーツ機会の確保だけではなく、子供から高齢者まで生涯にわたってシームレスに活動に親しむことが可能となるよう、地域の多様な団体が連携・協働することが最も重要ではないかな。
- スポーツ推進委員について、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する意識改革と、地方公共団体が設置する協議会への早期参画、地域人材の発掘、情報提供等の役割を果たすことが必要になるのではないかな。
- 域内において大規模自治体と小規模自治体とでは、小規模自治体の方が、負担が大きくなることから、都道府県レベルでこれらの自治体をフォローしていくことが必要ではないかな。
- 首長には予算編成権があり、首長自身が部活動改革を理解して予算を確保していくことや、首長部局と教育委員会とが連携していくことが必要ではないかな。

(5) 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制について

- 地域クラブ活動に携わる運営団体・実施主体が、安定的・継続的に運営できるようにするためには、人材の育成や財政基盤の確立が必須ではないかな。そのためには、公的な支援の他、第3期スポーツ基本計画に記載のある行政と連携して支援活動を行う、都道府県や市町村の体育・スポーツ協会を想定した自走化を目指す中間支援組織の存在が不可欠ではないかな。
- 地域クラブ活動の運営団体、実施主体のガバナンスの観点から、事故が発生した時の責任主体等も含めて体制を整備する必要があるのではないかな。

(6) 時代に即した指導者の質の保証・量の確保について

- スポーツを安全・安心に楽しむためには、正しい知識を持った指導者がいることが重要であり、指導に関わる方々には何らかの指導者資格の取得を目指してもらいたい。
- 地域クラブ活動における指導者についても、暴力、暴言、性暴力、ハラスメントの根絶は極めて重要であり、指導者の研修や通報制度の導入も大切なのではない。
- 指導者への教育プログラムについては、必ずしも数日を要するものではなく、短い期間で民間企業や大学が認証する形での制度設計ができれば、より一層の質的向上が図られるのではない。

(7) 安全確保の体制づくりについて

- スポーツ活動、部活動中の事故が発生しているが、子供にとって安全安心が最重要であり、事故が起きた時の対応について検討する必要があるのではない。

(8) 地域クラブ活動の活動場所の確保について

- 土日の地域クラブ活動について、学校が活動場所になる場合に、校舎等の鍵を開けるため、教師がそのためだけに出勤してくるような状況を避けるための対応が必要ではない。

(9) 活動場所への移動手段の確保について

(10) 大会の在り方の見直しについて

- 大会等の開催については、部活動と地域クラブ活動の公平な参加資格を確保すること。

(11) 部活動の位置付け・在り方について

- 現行の学習指導要領で部活動は学校教育の一環として位置付けられており、部活動改革を進めていいのか迷っている自治体や学校もある。そのため、次期学習指導要領の改訂において、部活動に係る規定の見直しを行い、目指すべき方向を明確にすべきではない。
- 学校における部活動を止めるのではなく、学校には残しつつ、部活動をや

ることが、学校の命題にならないようにする必要があるのではないか。

- 日本の学校教育の中で果たしてきた部活動の教育的な意義を鑑みると、学校教育とのつながりを完全に切るのではなく、部活動指導を望まない先生方の負担の軽減という側面を維持しつつ、学校教育との何らかの連携を模索する必要があるのではないか。

(12) 周知・広報について

- 先進的な地方公共団体の好事例を共有して参考にするということとはとても大事ではないか。
- 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革」について、生徒、保護者、メディア等の興味が湧くようなネーミングが必要ではないか。
- 部活動の地域連携・地域移行の必要性、目的、スケジュール、部活動の教育的意義と地域連携・地域移行との関係性等について、十分な広報が必要ではないか。
- メディアの地方局等とも一体となり、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革」を地方の魅力として発信したり、実際に地域クラブ活動等に参加している中学生自らが発信するような取組も考えられるのではないか。

(13) 特別支援学校等における部活動改革について

- 今後の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革のゴールを議論するに当たっては、障害がある子供たちも当然に含まれていることとして、議論をする必要があるのではないか。

2. 今後の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革の進め方について

(1) 休日の部活動改革に関する達成目標について

(2) 平日の部活動改革の取り扱いについて

- 平日の部活動改革の効果として、放課後に個別に支援が必要な生徒への対応、教材研究など、教師の本来業務に有効に時間を充てられるようになるとともに、在校時間が大幅に減少した。平日の部活動改革を後押しするためには、教師に代わり生徒の指導管理を任せられる部活動指導員の配置が有効ではないか。

（３）次期の改革期間について

- 先行している地方公共団体としては、期間を延ばすと結果取組が進まない可能性があり、次期の改革期間については現行の改革期間（３年間）通りで良いのではないかと。仮に、期間を延ばす場合は、先行している地方公共団体に対するインセンティブが必要になるのではないかと。

（４）今後の支援の在り方

- 学校部活動や地域連携・地域移行に係る課題（指導者の確保、指導者の処遇改善、保護者等の費用負担、受け皿となる組織及び施設の整備、活動場所への移動 等）について、国も必要な支援を行うことが必要ではないかと。
- 受益者負担について、部活動であれば、活動そのものに負担がほぼかからない場合が多いが、地域移行となると新たな負担が発生し、その負担が課題となるのではないかと。
- 現在、地域クラブ活動への移行に関する実証事業が行われているが、今後、令和８年度以降の国の財政支援がなければ、部活動改革の取組も道半ばにしてやむなく後戻りせざるを得ない自治体や学校も多いのではないかと。
- 部活動が地域移行した時に、競合の部活動で活動していた選手たちのモチベーションの低下や、将来的な日本の競技力の低下につながらないような環境の整備も必要ではないかと。

（５）その他

- 部活動、地域連携・地域移行における指導体制の方向性は一律とせず、地域の実情等を総合的に考慮すること。
- 吹奏楽をはじめとする音楽活動の地域移行を達成するに当たり、人口減少著しい地域と人口が密集している地域があることから、全国一斉で対応するのは難しく、まずは過疎地から取り組み、そして都市部を進めて行くような考え方もあるのではないかと。
- 全国組織加盟団体による活動や教育委員会、地域の文化芸術団体と連携した活動など、一つ一つ好事例を創出していくことで取組の活発化につながるのではないかと。

- 学校現場の働き方改革は少しずつ進んでいるが、中学校段階では勤務時間の改善は限定的であり、その大きな理由が部活動となっている。部活動の教育的意義を十分に鑑みつつ、関係者の理解、合意を得ながら、立ち止まらない改革、改革を後押しする様々な仕掛け、自治体間の政策参照が必要ではないか。
- 地域によっては人材確保、地域のスポーツクラブなどの状況に加え、学校規模が大きい地域など、一律に考えることが難しい状況がある。取組を進めたくても進められないような地方公共団体への支援が必要ではないか。

地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ (第1回)における主な意見

1. これまでの取組と今後の対応について

(1) 部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関する成果や課題について

- 移動手段や時間、練習の回数や指導者の確保、活動費の確保等の課題がある。地域にスポーツクラブがなく、クラブの費用を払うという文化がないため、保護者負担への理解は慎重に進める必要がある。
- 実証事業をやっているところではいい結果が出ているが、全ての地域できちんと成立していくのか、成立していかない地域も大きいのではないかな。

(2) 地域スポーツ・文化芸術創造の理念について

- 急激な少子化の進展に伴って、子供たちが将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するという理念は浸透している。この理念も含めて周知徹底をし、理解を深めていくことが必要ではないかな。
- これまでの流れとして、元々、地域で育てた子供たちが、部活動で学校の枠の中に入り、そして今回の改革で、また地域に戻ってくるという形なる。地域クラブは、一気通貫で地域の力によって子供たちを育てていく場になることの意味が大きい。
- 部活動の地域移行については、学校から地域への切離しではなく、学校と地域が一体となって連携しながら、子供を中心としてみんなで支えていくような世界観をもって進めていくことが重要なのではないかな。

(3) 地域クラブ活動の在り方について

- 地域クラブ活動について、中学生年代の子供たちが部活に代わって地域でやる以上は、やはり教育的な活動でなければならないのではないかな。
- 学校の部活動と地域クラブに移行されたスポーツ活動というのは全く違うものであり、この点をどのようにみんなで納得していくかが課題となる。
- 部活動が求める教育的意義を継承した地域クラブ活動だけでなく、もっと上へと目指したい子供たちのために、競技団体と連携して組織を作ったり、複数の種目を体験できる制度を作った。

- 地域クラブでは、小学生期、中学生期という学校の世代区切りではなく、年代を通して地域で育成していけるという利点がある。
- 保護者や指導者が、勝利のみを目的とした地域クラブをつくっている例もごく一部見受けられ、地域クラブというのはどのようなものかを議論する必要がある。
- 総合型地域スポーツクラブ認証制度では、ガイドラインの遵守、活動の質や活動の継続性、連絡・連携体制、保険への加入などリスクマネジメント等に関する基準の設定を検討しており、この登録制度や認証制度の基準や要件が参考になるのではないか。
- 地域クラブ、部活動、ユースチームの登録区分けの整理が必要。地域クラブの定義が、中体連、教諭ごとに異なり、理解がばらばらである。また、中体連に加盟している地域クラブが競技団体に未登録であり、管理ができないという課題もある。
- 子供たちがデジタルを使うことで、自主性が育まれ、自分で探究するという新しい学びができるほか、先生から教えられる必要がなく、指導者の負担軽減にもつながる。日本には GIGA スクール端末があるので、部活動でも使っていくべきではないか。
- 学校で先生方が部活を指導するということに絶対的な信頼を置いている保護者もいるが、地域のクラブで育ってきた競技者などに話を聞くと、地域のクラブで様々な教育的な指導を受けて、育ってきたという声も多くある。
- 部活動の地域移行は、部活動の「そのままの移行」ではないことを明示する必要があるのではないかと。
- これまで、中学生世代では「部活動」又は「地域の専門クラブ」という選択肢が大半であったが、部活動改革を機に、よりライトな活動や、複数の活動に参加する(マルチスポーツ)など、参加者のニーズに応じてスポーツへの関わり方を選択できる環境を目指す必要があるのではないかと。

(4) 地域スポーツ・文化芸術推進体制の構築について

- コーディネーターは単に学校と地域を結ぶだけではなく、指導者の資質向上に向けた研修会の開催などを含む、域内の取組の管理運営が求められ、日常的に考え、動くことができる人を配置することが必要でないか。
- 県のコーディネーターを地区ごとに配置し、市町村が実施する会議等での指導、助言や、進捗状況や課題の迅速な把握が可能になった。
- 総括コーディネーターを配置したことで、県の教育委員会に対して、専門的な知見をもって細部にわたるアドバイスをもらうことができた。
- 地方自治体の事例として、学校教育課の中に設置されている部活動地域移行室の職員が、スポーツ推進課と文化振興課とを併任しており、いわゆる行政の壁と言われるものをなくして、一緒になって進めていく体制を構築している。
- 組織内に部活動改革係を設置したことで、スピード感をもった対応や、他県の状況把握、各競技団体・関連団体等との連携等が可能になった。
- 今一度、スポーツ推進委員の役割を再考し、委嘱する側も役割を明確化し、スポーツ推進委員自ら動くことが必要ではないか。

(5) 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制について

- 地域クラブの中にはガバナンスが効いていないクラブがあるので、安心安定した信頼されるクラブとなることが必要。

(6) 時代に即した指導者の質の保証・量の確保について

- 地域や保護者に信用してもらうためには、指導者の資質向上が必要である一方、地域の指導者が公認指導者資格を取得することが時間的、経済的に大変なことから、地方公共団体オリジナルのライセンス制度を検討した。
- 地域における実施主体者、取組条件などの情報が不明確であり、なかなか大学とのマッチングがうまくいかないという課題がある。
- 大学生にアンケートをとると、約半数が部活動の指導に興味があると回答したが、実際に指導経験があると答えた学生は6%程度。時間の捻出、指導の

知識に自信がない、経済的な利点があるのか条件の理解不足が課題となっている。地域クラブ活動での指導を、学生のキャリア形成にどう位置付けていくのかということが今後必要ではないか。

- 職員室と同じフロアに地域クラブ活動の指導者の部屋を設けることで、よいコミュニケーションが生まれている。

(7) 安全確保の体制づくりについて

- 地域クラブ活動においても、子供や保護者の安全安心の確保のため、しっかり学習して、知識、技能を身につけた指導者が不可欠。

(8) 地域クラブ活動の活動場所の確保について

- スマートフォンを活用してロックの解除ができるようなスマートロックの設置や、施設の破損や備品の紛失などを含め、活動場所の安心安全を担保するためのクラウドカメラの設置など、ICTの活用が重要ではないか。
- 施設の利用調整も学校の先生方の負担になっているので、スマート化したり予約システムを導入したりすることで、運営全体の管理やコストを削減できるのではないか。学校施設の管理手法の見直しや指定管理制度の導入、運営管理の外部委託なども検討していくべき。

(9) 活動場所への移動手段の確保について

- 地方公共団体の取組例の1つとして、「スポーツ振興車」を各地区に配置し、車のリース料は地方公共団体が負担し、運営は総合型地域スポーツクラブになっている。

(10) 大会の在り方の見直しについて

- 学校で大会に参加すると地方公共団体からの補助が出るが、地域クラブでは補助が出ていないため、地域のクラブチームではなく学校で出場するというケースがある。
- 各都道府県の中体連に、都道府県をまたいだ大会出場を許可するよう伝えているところであり、令和9年から大会の在り方も変わる。
- 教員が運営する大会に、地域クラブが試合だけに参加することについて、意識を変えなければならない、という声が上がっている。

- 公立学校のチームでは、公式戦は新人戦と全中の2試合で終わってしまうことが多いので、近場で負担のかからない形で、リーグ戦を楽しんでもらうということを広めていきたい。

(11) 部活動の位置付け・在り方について

- 次期学習指導要領の中における部活動の扱いによって、平日の進め方も含めて、最終的に見える姿がはっきりするということが、自治体として取り組むためには非常に大きな要素となっている。
- これから地域と連携していくことがとても重要なので、学習指導要領から完全に切り離すのではなく、教育課程に関連づけて、地域と連携した形で動けると、様々な学びが生まれるのではないかな。
- 部活動や地域のスポーツ活動において、多様な活動に参加できるよう1つの活動当たりの日数を減らしていくことが必要でないかな。
- 部活動の指導を望まない教員が顧問を強制されないことを徹底する必要があるのではないかな。

(12) 周知・広報について

- 保護者の経験による部活動と、これからのスポーツ文化や地域スポーツコミュニティとしての部活動の考え方とには大きな乖離があり、そこを埋めていくことも課題となる。

(13) 特別支援学校等における部活動改革について

- 都道府県競技団体では、パラスポーツはほとんどないので、地域で障害のある子供にスポーツを教える環境の整備、公認のパラスポーツ指導員を増やすことが課題であり、また、子供たちがスポーツを楽しむ拠点となる障害者スポーツセンターを充実することも地域のスポーツ活動における一つの大事な要素となる。
- 指示の出し方、支援や介助方法、パニック時の対応など、地域のスポーツクラブやスポーツ団体等における「障がい」に対する理解の促進や、「障がい」に関する理解を有する指導者、支援者の確保が必要ではないかな。

2. 今後の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革の進め方について

(1) 休日・平日の部活動改革の取り扱いについて

(2) 次期の改革期間について

- 地域において取組が進むのは5年、6年とかかる話となる。次期改革期間については、5年でもよいが、3年で刻みながら、ホップ、ステップ、ジャンプの形で、スタートアップのフェーズ、拡大のフェーズ、定着のフェーズと分かりやすい形で進めていくことが必要ではないか。
- 取組が先行している地域に対するインセンティブと、そうではない地域に対する配慮と両方について考える必要がある。

(3) 今後の支援の在り方について

- 市町村への財政支援については、今後地域クラブ活動を持続可能なものにしていく観点、県の財政の持続可能性を確保する観点から、受益者負担の考え方、行政からの補助については、慎重に検討していかなければならない。
- 国の支援として、単年度助成方式が取られているが、複数年でできる形が取れないか。

(4) その他

- 教員の負担に関してもゆとりが出てきており、教育面での充実が広がってきた。
- スポーツ基本計画や学習指導要領、教育振興基本計画などとの関係を明確にしなが、そこに生かしていくことが重要ではないか。